

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給月額の改定

内閣総理大臣等の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、改定すること。（第三条、附則第二項並びに別表第一、別表第二及び別表第三関係）

二 諸手当の改定

1 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、支給割合を百分の百七十五とすること。

（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、支給割合を百分の百七十とすること。（

法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3 常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を改定すること。（第四条関係）

第二 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を改定すること。（第六条関係）

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二の二は令和六年四月一日から施行し、第一の一及び二の三並びに第二は令和五年四月一日から適用すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。